相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県須崎市西糺町六番地　最後の住所高知県須崎市大間西町二三番二〇号
被相続人　亡　嶋崎　雅人

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、日から二箇月以内に請求の申し出をしていただきます。

一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

高知県高知市升形四番三号県庁前クリニックビル三階大塚・津田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　津田　久敬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市山下町三番地八、最後の住所沖縄県沖縄市胡屋五丁目一九番三二号
被相続人　亡　兼島　勝則

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、日から二箇月以内に請求の申し出をしていただきます。

一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

沖縄県浦添市前田一丁目一七番六一四〇三号スカイコーラル前田
相続財産管理人　福原　淳

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年四月二十三日

一、墳墓等所在地　京都市左京区静市市原町一一三八番地
一、墳墓等の名称　市原共同墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　京都市左京区静市市原一一五五番地　大念寺　代表役員　佐伯　俊雄

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年四月二十三日

一、墳墓等所在地　富山県高岡市伏木錦町三一四
一、墳墓等の名称　不遠寺墓地　①酒屋利八　②呉座平三郎　③丸屋善治郎　④丸屋古左ェ門　⑤不詳　⑥団子屋　⑦島鶴吉　⑧引田八平　⑨加納氏　⑩石坂太郎平
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　富山県高岡市伏木錦町三一四　宗教法人不遠寺　住職　六浦　恵秀

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年四月二十三日

一、墳墓等所在地　京都市左京区静市市原町一一三八番地
一、墳墓等の名称　市原共同墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　京都市左京区静市市原一一五五番地　大念寺　代表役員　佐伯　俊雄

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 24 年４月 23 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①有限会社エンジョイ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5889号　④有限会社エンジョイ　東京都千代田区神田須田町二丁目９番１号ウインクビル３階　取締役　何琳　⑤本社営業所　東京都千代田区神田須田町二丁目９番１号ウインクビル３階　⑥平成19年３月23日　⑧平成24年３月23日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区神田須田町二丁目９番１号ウインクビル３階　有限会社エンジョイ　取締役　何琳

Ｂ　①京橋トライディング　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5738号　④関毅　埼玉県所沢市並木二丁目１番地１―510　⑤東京営業所　東京都中央区日本橋１―15―３組橋ビル３階　⑥平成14年３月28日　⑧平成24年３月28日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫埼玉県所沢市並木二丁目１番地１―1305　関毅

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 24 年４月 23 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①いその旅行開発　②第３種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第３―261号　④磯野利雄　神栖市波崎9406番地２　⑤本社営業所　神栖市波崎9406番地２　⑥昭和56年９月21日　⑦平成24年３月22日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①パナソニック電工ビジネス・ライフサポート株式会社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―1994号　④パナソニック電工ビジネス・ライフサポート株式会社　門真市大字門真1048番地　代表取締役　多久和成一　⑤本社営業所　門真市大字門真1048番地　⑥平成11年４月12日　⑦平成24年３月26日　⑧180万円　⑨900万円